

## 板橋区ユニバーサルデザイン推進計画 2025（素案）に対するパブリックコメント

◎募集期間：平成 28 年 11 月 19 日（土）～12 月 2 日（金）【14 日間】

◎件数：30 件・6 人（団体）（持参 3、電子メール 2、Web 提出 1）

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	全体	<p>「もてなし」とは外から来たお客様に対する接し方について言う言葉であるとされ、不自由さ感じている人の心情を察することや適切な配慮を行うこと表す言葉としては、「思いやり」「気づかい」という言葉の方が適切である。</p> <p>また、その心を育てるためには啓発活動等を行い、行動規範を身につけていくことが大切である。</p>	<p>板橋区人材育成・活用方針-ひと創り 2025-では、「もてなしの心」を相手の立場に立って、相手が求めていることに誠実かつ自発的にこたえようとする姿勢という意味で使用しています。この意味をご理解いただけるよう、「もてなしの心」について、本文中に明示します。</p> <p>また、ユニバーサルデザインについては認知度が低いという課題もあることから、相手の立場を理解する事業と併せて啓発活動等を行っていきます。</p>
2	全体	「もてなしの心」や「しつらえ」という言葉の意味の丁寧な説明が必要である。	わかりにくい用語については、本文中に意味や定義を明示します。
3	全体	「障がい者＝車いす利用者」と捉えられる文章が少なからず存在する。また、教員等に研修が必要ではないか。	障がいの特性を理解せず、一方的な表現や記述となることは好ましくありません。障がいの特性や配慮の方法について理解を進めるための研修等を行っていきます。
4	全体	「しくみ」として、区自身の、組織や制度の構築・運用についても指針に加えており、区役所の全ての仕事がユニバーサルデザインの経済・社会活動の模範となることをめざすという発想が新鮮であった。	<p>ユニバーサルデザインは、区、区民、地域活動団体、事業者の共通の理解のもとに進めていく必要があります。</p> <p>まずは、区が率先してユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、改善や挑戦を続けていったり、経験の蓄積をノウハウ化していったりする「しくみ」を指針として定めています。</p>
5	指針 1（人に関すること）	日常的にユニバーサルデザインの理念や指針を広報し、意識を浸透させてゆく啓発活動を絶えず続けていくことが大切であ	ユニバーサルデザインの認知度が低いという課題に対処するため、様々な方法を検討しながら効果的な啓発を行っていきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		る。キャッチフレーズをつくり、あらゆる広報の場で記載する事も周知方法の一つだと考える。	
6	指針1 (人に関すること)	ホームページの多言語化と同時に、メニューやレイアウトを見直すことにより利用しやすいものにする事を望む。	ホームページの多言語化だけにとどまらず、メニューやレイアウト等についても引き続き改善を行っていきます。
7	指針1 (人に関すること)	子どもの通学時間帯の歩きたばこが気になる。またその時間帯に喫煙をしていた区民には罰則を設けるのも手ではないか。	エコポリス板橋クリーン条例に基づき、区路上禁煙地区として8地区を指定しているほか、喫煙マナーの向上を図るために各種キャンペーンを行っています。 また、同条例では、路上禁煙地区における罰則について定めていますが、費用対効果の点など課題もあることから、引き続きマナーの向上を図るべきと考えています。
8	指針1 (人に関すること)	高齢者、男性、女性、障がい者、外国人など、相互に理解を深めるための啓発や交流の活動をもっと活発に行うべきである。誰もが参加し交流できるイベントを開催したり、店やサロンなど活動の拠点となる場を作る事も有効である。	様々な当事者の意見を聞くとともに、それらの人の立場に立って考えることのできる体験機会は重要と考えています。 啓発や交流の効果的な実施方法について、検討を進めていきます。
9	指針1 (人に関すること)	公共施設等の区職員や指定管理者職員のユニバーサルデザインへの理解向上に、まずは力を入れることが有効である。	ユニバーサルデザインについて理解を深めるため、研修やガイドラインの作成など様々な方法に取り組むとともに、区職員と指定管理者間の情報の共有方法についても検討していきます。
10	指針2 (まちの力に関すること)	国際化への対応だけでなく、知的障がい者、発達障がい者、認知症の方、子ども等のためにも、案内サインや情報表示等の多言語化対応やピクトグラムの活用が必要である。表記に関し	板橋区には、区役所本庁舎のグランドオープンの際に定めた分かりやすい案内サインや情報表示等のノウハウがあります。これらを活かすとともに、屋外案内標識等についてはピクトグラムの活用を行うなど、他自治体の取り組み等も参考

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		ては、既存の研究・開発手法などを活用することが望ましい。	にしながらだれにでも分かりやすい案内をめざします。
11	指針2 (まちの力に関する こと)	「おでかけマップ」や「外国人向けガイドマップ」は、ある特定の人のみを対象にして作成するのではなく、あらゆる人にとって便利で有益な情報源となるように改良し、いずれは誰もが手にして活用できる「いたばし総合ガイドマップ」にすることを望む。	平成22年に定めた板橋区バリアフリーマップを平成27年度に更新する際に、子育て世代や外国人向けの内容を盛り込むなど内容の見直しを行いました。 引き続き区民のニーズを把握しながら、利用しやすいマップの作成を目指していきます。
12	指針2 (まちの力に関する こと)	区役所本庁舎で行う「スマイルマーケット」は、出店する障がい者の負担が大きくなっており、コストも増し、負担が大きくなっているのではないかと。運営方法を見直し、障がい者についてはその業務内容に見合った工賃や報酬をしっかりと払えるような事業にするべきである。	区役所本庁舎で行っているスマイルマーケットでは、障がい者施設で作られた自主生産品、区内の「板橋のいっぴん」のほか、区と交流ある自治体の特産品等と併せて販売するようになり、集客数も増えています。 障がい者が商店主等と一緒に販売することにより、就労訓練の意味も持っています。 また、集客数の増加に伴って売り上げは上がっているほか、区と交流のある自治体の特産品を販売することにより、工賃にも適切に反映されています。
13	指針2 (まちの力に関する こと)	障がい者が十分な収入が得られないような状況は早急に改善させ、所得を引き上げることが、喫緊かつ最重要の課題である。	障がい者の一般就労や定着支援を促進するため、ハートワーク（板橋区障がい者就労支援センター）を中心にネットワークをつくって支援しています。 また、優先調達の推進やスマイルマーケットの運営を通じ、障がい者就労支援施設での工賃向上に努めています。
14	指針2 (まちの力に関する こと)	「障がい者スポーツ大会」は、障がい者のみが参加するスポーツ大会ではなく、区内に暮らす全ての人々が等しく参加できる「板橋総合スポーツ大会」としてもらいたい。さらに、ス	「障がい者スポーツ大会」には、障がい者のほかに健常者が交流ボランティアとして参加し、一緒に競技を楽しんでいます。 また、本年度は障がいの有無を問わないユニバーサルスポーツ大会として「板

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		スポーツ界で活躍する一流の選手も招待し、共に参加してもらえれば、相互交流と理解促進に繋がるイベントになる。	「橋ジュニアトライアスロン大会」を開催しました。 引き続き、健常者と障がい者との交流や理解促進のあり方を検討していきます。
15	指針3 (まちの空間に関する事)	「植村冒険館」の改修にあたっては、植村氏の功績を紹介する展示だけでなく、体験サービス型の設備を設けることを望む。	施設の特性を踏まえ、だれもが使いやすいと感じられるよう建物のユニバーサルデザイン化を進めていきます。
16	指針3 (まちの空間に関する事)	中央図書館の改築にあたっては、機能やサービス内容を充実させ、誰にでも便利で利用しやすい図書館にすることを望む。	施設の特性を踏まえ、だれもが使いやすいと感じられるよう建物のユニバーサルデザイン化を進めていきます。
17	指針3 (まちの空間に関する事)	子どもたちが気兼ねなく遊べるユニバーサルデザインに配慮したスペースを区内各地に作ることを望む。	建物や公園のユニバーサルデザイン化を進めることにより、だれもが使いやすい設備等をめざしていきます。
18	指針3 (まちの空間に関する事)	今後設置される「点状ブロック」、各種案内表示や標識なども、世界共通のグローバル基準化する、デザインの見直しが必要である。	物を作って終わりということではなく、絶えず見直しを図り、改善を図っていくことが必要です。 区がユニバーサルデザインを進めていく際に、そうした事例を積み重ね、適切な対応を行っていきます。
19	指針3 (まちの空間に関する事)	コミュニティバスの経路の延伸や、運行台数の拡充、それ以外の交通機関を使用した場合の交通費の補助など、交通環境面での格差を解消するべく、行政には更なる施策推進を望む。	相対的に公共交通サービス水準が低い地域(要改善地域)において、サービス水準を向上させるよう引き続き検討を行っていきます。
20	指針3 (まちの空間に関する事)	福祉有償運送を行う団体が職員を雇用し、安全に運行するために必要な運営費が確保できるような制度改善を望む。	運送費の対価は国の基準で定まっておりますが、区で独自に設定することはできませんが、福祉有償運送のあり方について国の動きを注視していきます。
21	指針3 (まちの空間に関する事)	子どもが通学しやすい環境づくりのため、無電柱化や自転車	無電柱化や自転車道の整備についてはそれぞれ課題がありますが、国や東京都

No.	項目	意見の概要	区の考え方
	間に関すること)	道の整備により、歩道が広がる整備の推進を望む。	等と連携をしながら検討を進めていきます。
22	指針3 (まちの空間に関すること)	学校改築・改修の際にトイレの洋式化と「だれでもトイレ」を設置する。	学校改築等の際に、「だれでもトイレの設置」を行っています。また、「トイレの洋式化」は計画的に行っています。
23	指針4 (しくみに関すること)	区民が日々感じた意見を、広く受け付けることができる仕組みを設けることが大切である。 また、パブリックコメントのあり方についても、誰にでも解かりやすい表現にする、募集期間を長くするなどの改善を望む。	区に対するご意見については、区長への手紙のほか各課において電話やメール等により随時対応しており、業務の改善につなげています。 パブリックコメントの募集期間については、公表の日から14日以上受け付けることとしています。広く多くの方からご意見をいただけるよう、今後も各計画に応じた適切な期間設定やわかりやすい表現に努めます。
24	指針4 (しくみに関すること)	計画素案を見る限り課題は多岐の分野に渡り、区政全体が一丸となって総合的に審議し実施してゆく壮大な計画であると感じられる。障がい者福祉課の上位セクションを設け、その元であらゆるセクションが参加する形の計画実施体制が望まれる。	障がい者だけでなく、高齢者、子育て世代、外国人など幅広く対応を行っていくためには、ソフト・ハードの両面から事業を進めていく必要があります。 そのために、障がい者福祉課だけでなく、施策・組織横断的に庁内で連携を図り、事業を円滑に推進していきます。
25	指針4 (しくみに関すること)	現在の制度やサービス、環境の中には、ユニバーサルデザインの主旨から外れており、費用対効果が薄く、無駄が多いと感じる。誰にとってもメリットがある事業にする事が大切である。	計画に基づく進行管理や行政評価の仕組み等を活用しながら、効果的な事業となるよう検証・見直しを行っていきます。
26	その他	組織の横連携を図り、最少の経費で最大の効果を図ることが大切である。	施策・組織横断的に庁内で連携を図り、改善や見直しを図りながら事業を円滑に推進していきます。
27	その他	区の事業である「移動支援」について、障がい者本人の自立	社会参加の広がりとともに移動支援の要望が高くなっていることから、利用条

No.	項目	意見の概要	区の考え方
		と社会参加の保障、また、家族の負担軽減を鑑み、利用条件や利用時間数の枠組みが検討・改善されなければ、移動支援が必要な人の外出保障の環境が整わない。	件や利用時間数については財政的な視点とともに、国等の動向を踏まえて検討していきます。
28	その他	板橋区では精神障害者に対する支援事業として、ソーシャルハウス事業を行っており、同様の事業のさらなる拡充を望む。	ソーシャルハウス事業については補助金を交付して実施しており、引き続き支援の充実を継続していきます。
29	その他	交通事故の軽減は、社会参加への制約を減らすことにもつながる。 自動車の誤発進防止機能のシステム開発や、当該機能を持つ追加備品の取り付け費用等の助成を望む。	自動運転や自動制御など自動車性能の開発については、区としても状況を注視しているところですが、交通事故を減らすためには、まず区民一人一人の交通安全に対する意識の高揚を図ることが重要だと考えています。 板橋区では、区内の警察署や関係団体と連携し、春と秋の年2回の交通安全運動、街頭キャンペーン、交通安全区民大会などの交通安全啓発事業や、世代別の交通安全教室を実施しています。
30	その他	災害時に建設される仮設住宅について、建設後にバリアフリー改修するのではなく、「初めからユニバーサルデザインの住宅」とするため、事前の建設計画にその考え方や必要な対策を盛り込む。	応急仮設住宅は、東京都が各区の必要数や入居者の状況等を把握し、調整のうえで建設し高齢者や障がい者に配慮した設備・構造の住宅にすることとなっています。 応急的な住宅の確保にあたっては、仮設住宅のほかバリアフリー化された公営住宅への入居など、東京都と連携し、さまざまな手段を用いて高齢者や障がい者世帯の住宅確保に努めます。